

鳥取かにフェスタ開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取かにフェスタ開催事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県特産の「松葉がに」のPRとブランド化を図るとともに、「かに」「鳥取港」「日本海」を広く県内外にアピールし、地場産業の振興を促進する事業を支援するため、補助金を交付し、もって本市水産産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取かにフェスタを開催する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う鳥取かにフェスタ実行委員会とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の1以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の30パーセントを超える減額を伴うもの
- (2) 本補助金の増額を伴うもの

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。